

〔事業主用〕

令和 7 年度

「一括有期事業報告書・一括有期事業総括表」の記入要領
(手書き)

作成するもの

- 1 一括有期事業報告書 (2部複写)
- 2 一括有期事業総括表 (3部複写)

記入手順

- 1 令和6年度中(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に終了した元請工事を抜き出す。
- 2 事業の種類ごとにわけろ。
- 3 上記1～2を基にして、工事の開始時期順に一括有期事業報告書を作成する。
- 4 作成した一括有期事業報告書を基にして、一括有期事業総括表を作成する。

※ 一般拠出金は平成19年4月1日以降開始された元請工事を申告納付の対象としています。

一括有期事業総括表の記入の際は、申告漏れのないようご注意願います。

注意事項

★元請工事がない場合、提出の必要はありません。

★請負金額について

平成27年4月1日以降開始された工事は、消費税抜きの金額です。

平成25年10月1日～平成27年3月31日に開始された工事は、消費税込みの金額に¹⁰⁵/₁₀₈を乗じた額です。

平成27年3月31日以前に開始された工事で、令和元年10月1日以降の消費税10%に伴い、平成31年4月1日以降に契約変更により請負金額が増額された場合は、計算方法が異なります。詳細は労働保険徴収課へお問い合わせください。

記入例

- | | |
|---------------------------------|---------|
| 1 請負金額により保険料を算定する場合 | 2 ページ参照 |
| 2 支払賃金により保険料を算定する場合 | 2 ページ参照 |
| 3 事業の種類が複数ある場合 | 4 ページ参照 |
| 4 「機械装置の組立て又は据付けの事業」(36業種)がある場合 | 5 ページ参照 |
| 5 「特別加入者」欄の記入方法 | 6 ページ参照 |

一括有期事業報告書

記入例1 請負金額により保険料を算定する場合

※事業の種類は7ページの「労災保険率適用業種の分類」を参照すること。

令和6年度中(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に終了した元請工事を記入する。

消費税込みの金額
(平成27年3月31日までに開始された工事)

支給資材等の損料
相当額

※事業の種類がわかる
よう記入する。

請負金額が500万円未満
の工事は〇〇工事他〇
件と記入して差し支え
ない。
ただし、事業の種類が
同じもの同士を合算す
るとともに、他〇件の
内訳を事業場において
明らかにしておくこと。

労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)										事業主控					
労働保険番号		府県	市町村	管轄	延滞番号				枝番号	2枚のうち 1枚目					
		3	4	1	0	1	9	1	2	3	4	5	6	7	8
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間			① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額					
		請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額						円				
福永ハイツ電気設備工事	広島市南区 △-△-△※	26年11月1日から 6年5月25日まで	1,800,000	0	0	1,800,000	22	385,000							
山野ビル増設工事 他8件	広島市安佐南区 〇〇-△-△※	6年4月1日から 7年3月31日まで	500,000	0	0	500,000	23	115,000							
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	1,750,000 500,000	0	0	1,750,000 500,000		385,000 115,000							

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

7年6月7日

郵便番号(730 - 8538)
電話番号(082 - 221 - 9246)

住所 広島市中区上八丁堀6-30

事業主 株式会社 労働建設
氏名 代表取締役 労働太郎

広島 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業の種類のうち、「36
機械装置の組立て又は据
付けの事業」のみ、機械
装置の代金を控除できる。

(消費税込みの金額)×105/108

消費税抜きの金額
(H27.4.1以降開始された工事)

記入例2 支払賃金により保険料を算定する工事が含まれている場合

労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)										事業主控					
労働保険番号		府県	市町村	管轄	延滞番号				枝番号	2枚のうち 2枚目					
		3	4	1	0	1	9	1	2	3	4	5	6	7	8
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間			① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額					
		請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額						円				
城北地区地下水管埋設工事	広島市中区西白島町	6年9月1日から 6年11月15日まで	38,500,000	0	0	38,500,000	23	8,855,000							
国道5号線道路改修工事	広島市西区	6年10月20日から 6年12月27日まで	18,669,400	0	0	18,669,400	23	4,293,962							
安東地区配水管埋設工事	広島市安佐南区安東	6年5月1日から 6年9月17日まで	(22,800,000)	0	0	(22,800,000)	支払 賃金	4,550,000							
事業の種類	37 その他の建設事業	計	79,969,400	0	0	79,969,400		17,698,962							

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

「支払賃金」と記入する。

一括有期事業総括表

業種ごとに作成した一括有期事業報告書の請負金額、賃金総額を転記し、保険料を算出する。

労働保険等 令和 6 年度 一括有期事業総括表（建設の事業）
算定基礎賃金等の報告

事業主 2 枚添付

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	賃金総額	保険料率	保険料額
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの		18	89	
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの		19	16	
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの		17	9	
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの		23	17	
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの		23	9.5	
36	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの	1,750,000	22	385	5,775
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの	500,000	23	115	1,380
38	建設費の算定又は取付けに關するもの	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの		38	7.5	
39	建設費の算定又は取付けに關するもの	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの		21	6.5	
40	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの 令和3年3月31日以前のもの 令和3年4月1日以降のもの		23	19	
41	小計			18,198		272,625
42	第一種特別加入保険料			3,650	15	54,750
43	合計			21,848		327,375

①を(1)を除いた合計 ②を(2)を除いた合計 ③を(3)を除いた合計

特別加入者の氏名	年度の給付基礎日額	区分	年度の給付基礎日額	特別加入者の氏名	年度の給付基礎日額	区分	年度の給付基礎日額
猫間 二郎	5,000	給					
猫間 真	5,000	給					
猫間 裕	5,000	給					

請負金額により保険料を算定する場合、請負金額、賃金総額の両方を記入する。

支払賃金により保険料を算定する工事が含まれる場合は、請負金額は記入せず、賃金総額から記入する。

工事開始時期ごとのグループにわけ、それぞれの請負金額を記載する。

②は一般拠出金の対象です。

元請工事のある業種番号に○印をつける。

令和6年度中の べ使用労働者数
所定労働日数

主たる事業（工事）内容を記入する。

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」について
事業開始時期「平成30年4月1日以降のもの」に係る「労務費率」及び「基準料率」の欄が空欄となっています。

①平成30年4月1日から令和3年1月31日までに開始した工事

◆賃金で算定した工事については、「労務費率」欄は空欄、「基準料率」欄は「62」

◆労務費率で算定した工事については、「労務費率」欄は「18」、「基準料率」欄は「64」として、それぞれを別々にご記入ください。

②令和3年4月1日以降に開始した工事

◆「労務費率」欄は「19」、「基準料率」欄は「62」としてご記入ください。

特別加入者がいる場合は記入する。
詳細は6ページ参照

1 工事の請負金額が500万円未満の工事は「他〇件」と合算できますが、事業の種類が違う場合は合算できません。

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

労働保険番号		府県		市町村		基幹番号					枝番号		常用使用 労働者数	5人	事業の概要	その他の建設の事業
		3	4	1	0	1	9	9	0	0	0	5				
事業 番号	事業の種類		事業開始時期		請負金額		労働 費率	賃金総額		保険料率 （労働費率の1/1000分の1）		保険料額				
			平成27年3月31日 以前のもの				18	千円 1000分の1		89						
31	水力発電施設、水力発電設備工事		令和6年3月31日 以前のもの													
			令和6年4月1日 以降のもの				19			34						
			平成27年3月31日 以前のもの				20			16						
32	道路新設事業		令和6年3月31日 以前のもの				19			11						
			令和6年4月1日 以降のもの													
			平成27年3月31日 以前のもの				18			10						
33	舗装工事業		令和6年3月31日 以前のもの				17			9						
			令和6年4月1日 以降のもの													
34	鉄道又は軌道新設事業		平成27年3月31日 以前のもの				23			17						
			令和6年3月31日 以前のもの				24			9						
			令和6年4月1日 以降のもの				19									
			平成27年3月31日 以前のもの				21			13						
35	建築事業		令和6年3月31日 以前のもの				23			9.5						
			令和6年4月1日 以降のもの													
			平成27年3月31日 以前のもの				22			15						
36	既設建築物設備工事業		令和6年3月31日 以前のもの		1,600,000		23	368		12		4,416				
			令和6年4月1日 以降のもの													
			平成27年3月31日 以前のもの				38			7.5						
			令和6年3月31日 以前のもの							6.5						
			令和6年4月1日 以降のもの							6						
			平成27年3月31日 以前のもの				21			7.5						
			令和6年3月31日 以前のもの							6.5						
			令和6年4月1日 以降のもの							6						
			平成27年3月31日 以前のもの				23			19						
			令和6年3月31日 以前のもの				24			15						
			令和6年4月1日 以降のもの		27,500,000		23	6,325		15		94,875				
			平成19年3月31日 以前のもの				①									
小計								6,693				99,291				
第一種特別加入保険料								6,693				99,291				
合計								6,693				99,291				
①(①を除いた合計) ②一般拠出金率 ③一般拠出金額 6,693 千円 1000分の0.02 (②×③)													133 円			

記入例 4 「機械装置の組立て又は据付けの事業」(36業種)がある場合

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険
一括有期事業報告書(建設の事業)

事業主控

労働保険番号	事業場の所在地				事業の期間				請負金額の内訳				賃金総額	
	事業場の所在地	事業の期間	請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額	労働 費率	賃金総額						
34101991905012	広島市中区上八丁堀	6年7月3日から 6年11月5日まで	54,000,000	0	18,000,000	36,000,000	38	13,680,000						
事業の種類	36 機械装置の組立て又は据付けの事業	計	54,000,000	0	18,000,000	36,000,000	38	13,680,000						

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

請負代金に機械装置の価格
が含まれている場合にはその
価格を記入する。

総括表には「請負金額」
を記入してください。

労働保険等 令和 6 年度 一括有期事業総括表(建設の事業)
算定基礎賃金等の報告

事業
主控

一括有期事業報告書 2 枚添付

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労働費率	賃金総額	事業の概要	機械装置の組立て 又は据付けの事業	保険料率	保険料額
31	水力発電施設、水力送電新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		18				89	
32	道路新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		20				16	
33	舗装工事業	平成27年3月31日 以前のもの		17				9	
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23				17	
35	建築事業	平成27年3月31日 以前のもの		24				9	
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		21				13	
37	その他の建設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23				9.5	
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日 以前のもの		22				15	
39	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		23				12	
40	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		38				7.5	
41	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの	36,000,000		13,680			6	82,080
42	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		21				7.5	
43	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの						6.5	
44	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの						6	
45	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		23				19	
46	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		24				15	
47	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		23				15	
小計					13,680				82,080
第一種特別加入保険料									
合計					13,680				82,080
(1)を除いた合計					13,680	一般拠出金率		一般拠出金額	
					13,680	千円		1000分の	
						0.02		273	

記入例5 「特別加入者」欄の記入方法

それぞれの給付基礎日額を記入する。
「適用月数」は、月割適用の場合のみ、月数を記入する。

主たる事業（工事）の保険料率を記入する。

(F) × (主たる事業（工事）の保険料率) = (第1種特別加入保険料額)

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号					枝番号		常用使用労働者数	事業の種類	その他の建設業(37)		
		3	4	1	0	1	9	9	0	0	5	0	0	8	B	
業種番号	事業の種類	事業開始時期	積立金額		労務費率	資金総額		保険料率		保険料額						
31	水力発電施設、すい道建設事業	平成10年3月31日以前のもの	円		19%	千円		基準料率	加算料率	円						
								1000分の	1000分の							
小計						28,849				600,031						
	第1種特別加入保険料				F	19,466		12		233,592						
合計						48,315				833,623						
					①～④の合計		① 一般拠出金率		一般拠出金額 ⑤×⑥							
					5,678千円		1000分の0.02		113円							
特別加入者の氏名		6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	7年度の給付基礎日額	特別加入者の氏名		6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	7年度の給付基礎日額					
広島 市郎		20,000円	月	(B)	20,000円	基町 太郎		16,000円	月	(B)	18,000円					
牛田 四郎		6,000円	月	(B)		立町 次郎		16,000円	6	(B)	16,000円					
広島 健太		8,000円	5	(B)		白島 三郎				(B)	10,000円					

● 特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

令和6年度の各人の給付基礎日額×365日を合計して記入する。
ただし、月割適用者については、月割計算をする。(右表参照)

(計算例)

広島 市郎 分 20,000円 × 365日 = 7,300,000円 —— A

基町 太郎 分 16,000円 × 365日 = 5,840,000円 —— B

牛田 四郎 分 6,000円 × 365日 = 2,190,000円 —— C

(右表「保険料算定基礎額」欄参照)

立町 次郎 分 (6ヵ月の月割計算)

16,000円 × 365日 = 5,840,000円

5,840,000円 ÷ 12 = 486,666.666…1円未満切り上げ

486,667円 (1ヵ月分) = (右表「特例による1/12の額」欄参照)

486,667円 × 6ヵ月 = 2,920,002円 —— D

広島 健太 分 243,334円 × 5ヵ月 = 1,216,670円 —— E

A + B + C + D + E = 19,466,672円 —— F

(1,000円未満を切り捨てて、F欄に転記する。)

給付基礎日額は、収入の実態に見合った金額とすることになっています。

労災保険率適用業種の分類

● 建設事業の分類

31 水力発電施設、ずい道等新設事業

水力発電施設新設事業、高えん堤新設事業、ずい道等新設事業。

32 道路新設事業

道路の新設事業及び道路の改築事業（路幅の拡張又は路線変更）並びにこれらに付帯して行われる事業。

33 舗装工事業

道路、広場等の舗装又は砂利散布を行う事業及び広場の展圧又は芝張りを行う事業。

34 鉄道又は軌道新設事業

鉄道又は軌道の新設線の建設を行う事業。

35 建築事業（「38 既設建築物設備工事業」を除く）

建築物及び橋りょうの新設、改修、復旧、維持、解体等を行う事業及びこれらに附帯して行われる事業。

（例）ビル新築工事、家屋の新築・改築工事、鉄筋コンクリート造りの高架橋新設工事、建築物の新設に伴う給水・電話・電気等の設備工事、埋設以外の工法による送電線路建設工事、工作物の解体工事

38 既設建築物設備工事業

主として既設建築物内部において各種設備工事業を行う事業及び室内の塗装、建具の取付け、床張り及びその他の内装工事を行う事業。

*主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業は、「35 建築事業」に含まれる。

*建築物の新設に伴う内部設備工事業は、たとえ分割発注であっても、本分類から除かれ「35 建築事業」に分類される。

36 機械装置の組立て又は据付けの事業

各種機械装置の組立て又は据付けを行う事業及びこれに附帯して行われる事業。

（例）エレベーター、エスカレーター、ボイラー、空気調節機等の組立て又は据付け

37 その他の建設事業

ずい道、道路、鉄道等の改修、復旧、又は維持を行う事業等他に分類されない建設事業及びこれらに附帯して行われる事業。

（例）道路の改修工事、防波堤・岸壁の建設工事、造成工事、推進工法による管の埋設工事、河川・海面の埋立て工事

● 労務費率・労災保険率

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～令和6年3月31日のもの		工事開始日が令和6年4月1日～のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31 ※注	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	1000分の103	18%	1000分の89	19%	1000分の79	18% 19%	1000分の64 62	19%	1000分の34
32	道路新設事業	21	15	20	16	20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業	19	11	18	10	18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	24	18	23	17	25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	21	13	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	14	22	15	23	15	23	12	23	12
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	40	9	38	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
	組立て又は取付けに関するもの	22		21		22		21		21	
37	その他の建設事業	24	19	23	19	24	17	24	15	23	15

※業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」について

平成30年以降の労務費率及び労災保険率に誤りがあり、令和3年2月に修正を行いました。平成30年4月1日から令和3年1月31日までに開始した工事については、請負金額で算定した工事については労務費率を「18」、保険料率を「64」、賃金で算定した工事は保険料率を「62」として、それぞれ別々にご記入ください。

なお、令和3年4月1日以降に開始した工事は、労務費率「19」、保険料率「62」となっています。